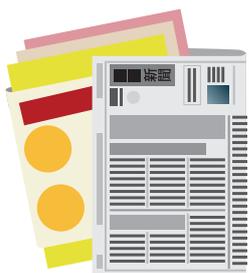


くらしステツプアップ

気をつけて！定期購入のトラブル！！

近年、簡単に申し込みできる通信販売（インターネットショッピング、テレビショッピング、新聞広告など）の利用が増加し、中でもお試しで申し込んだつもりが定期購入だったというトラブルが多く寄せられています。



SNSの広告を見て、お試し300円のみで健康食品を申し込んだ。

後日、商品が届いた際に、2回目以降月々8,000円で4回の購入が条件の定期購入と分かった。解約を希望したところ、高額な解約料を請求された！



ネット通販で化粧品を申し込み、使用してみたが、肌に合わなかったので2回目以降は解約したい。広告では「いつでも解約可能」とあったのに、事業者に何度電話してもつながらない。そんな中で2回目の商品が届いた！

鹿児島市消費生活センター

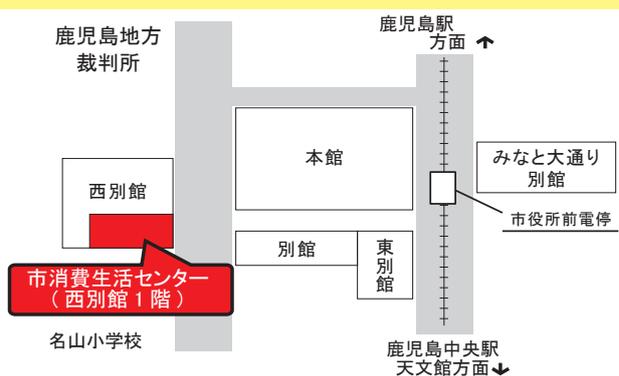
相談電話 099-808-7500(月~金曜日 9時~17時15分)

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-808-7512
FAX 099-808-7501
ホームページ <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

消費者ホットライン

相談電話 188 (土・日・祝日 10時~16時)

※平日は、最寄りの消費生活相談窓口へ接続されます。



通信販売はクーリング・オフ（※）の適用がないため、返品可否、条件については契約内容に従うことになります。「返品不可」の表示がある場合は原則返品ができません。申し込む前に、以下のチェックポイントをよく確認しましょう。

👉 チェックポイント

① 本当に 1 回限りの申し込みかをチェック

2 回目以降、複数回購入することが条件になっている場合も！！

② 2 回目以降の価格をチェック

初回は安くても、2 回目以降は通常価格になっている場合も！！

③ 解約方法がどうなっているかをチェック

いつでも簡単に解約ができる？実際は細かい条件がある場合も！！



ダイエットサプリメント
～毎日一粒飲むだけであなたもスリムな身体に！～
通常価格 8,000 円 → 初回限定 300 円
(お得な定期購入)

今すぐ注文する (クリック) !

※お得な定期コースは初回 300 円で、2 回目以降は 8,000 円、4 回 (合計 24,300 円) の購入が条件です
※解約は商品発送の 7 日前まで電話のみ受付します

特定商取引法に基づく表記

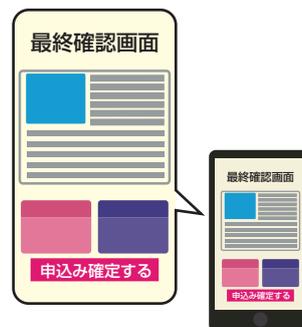
ここもクリックし、事業者情報や解約条件なども確認！

ここが重要！！

令和 4 年 6 月から改正特定商取引法により、**誤認（事業者が確認画面に明確な表示をする義務に反したことが原因）**による申し込みをした場合、**契約を取り消せる場合があります。**

👉 トラブルにあわないために

- 申し込みの際は、上記のチェックポイントをよく確認しましょう。
- スマートフォンから申し込みする場合は最終確認の画面のスクリーンショットを残しておくなど、申込内容の証拠を残すようにしましょう。
- 広告に惑わされず、本当に必要なものかよく考えてから申し込みしましょう。
- 困った時は消費生活センターにご相談ください



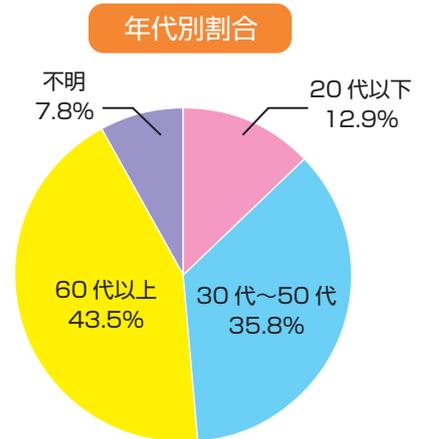
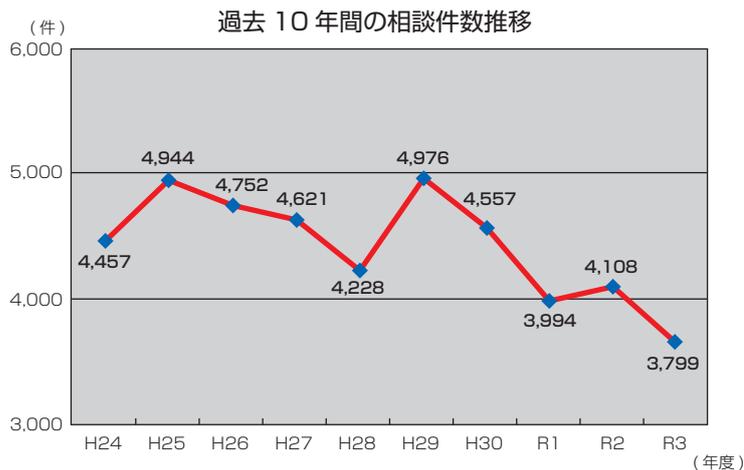
(※) クーリング・オフとは・・・訪問販売や電話販売などで勧誘を受けて契約したとき、決められた期間内に解除の手続きをすれば無条件で契約を解除できる制度。令和 4 年 6 月から電磁的記録（電子メールなど）でも行えるようになりました。

令和3年度 消費生活相談のまとめ

鹿児島市消費生活センターでは、日常の消費生活に関する様々な問合せや商品・サービスに関する苦情について相談に応じ、解決に向けて必要な助言等を行っています。

相談件数

- ・令和3年度の相談件数は、**3,799件**でした。
令和2年度と比較し、新型コロナウイルス感染症に関する相談が減少したこともあり、前年度より309件減少しました。
- ・年代別で見ると、相談件数全体に占める60代以上の割合が**約4割**でした。



救済金額

消費生活相談員による助言やあっせん(※) (架空請求等に対する助言により、支払わずに済んだ額を含む)	救済金発生	救済金額
	390件	9,281万円

(※) あっせん…当事者間における自主的解決が困難な場合に、消費生活センター等が双方の主張・意見を聴取し、要点を明確化するなどして解決への合意形成を図ること。

相談の多い内容 (上位5位)

昨年度に引き続き、「宅配業者の不在通知を装った不審なSMS(ショートメッセージサービス)が届いた」などを含む「商品一般」に関する相談が最も多く寄せられました。

また、「携帯電話サービス」に関する相談が増加しました。内容としては、スマートフォンのキャリア変更や購入に関する相談(ショップでスマートフォンのキャリア変更を勧められたが、料金が高くなったなど)が寄せられました。

順位	商品・サービス別分類	件数	対前年度増減	主な相談例
1	商品一般	354件	▲94件	宅配業者の不在通知を装ったSMS(ショートメッセージサービス)、注文した覚えのない商品の請求 など
2	賃貸アパート	139件	7件	敷金返還トラブル、契約トラブル など
3	他の健康食品	128件	▲110件	サプリメントなどの定期購入に関する相談 など
4	フリーローン・サラ金	116件	▲10件	多重債務・ヤミ金等の借金問題 など
5	携帯電話サービス	115件	34件	スマートフォンのキャリア変更に関する相談 など
総数	—	3,799件	▲309件	—



相談コーナー

(相談事例) 誰でも簡単にもうかる！？副業サイトのトラブルに注意！！

相談内容

スマホを使って簡単にできるという人気の高い副業サイトを見つけ登録した。後日、事業者から「最短5分の作業で即稼げてサポート代金も無料。ただし、数万円のマニュアルを購入する必要があるが、クレジット決済すれば割引される」とメッセージが届いた。申し込んだところ、マニュアルのデータが送付されてきたが、まったく違う仕事内容であった。購入したマニュアル代金の期限がせまっております、支払いをしたくないのだが、どうすればよいか。 (10代女性)



処理結果

今回は、相談者が未成年であったことから、未成年者取消権(※)を行使したい旨のメールを送り、その中で「親の同意欄のチェックが簡単に入力できたこと、仕事内容が広告と大幅に違ったこと」などの問題点を記載するようアドバイスしました。その後、サイト側から契約はなかったこととするとのメール連絡がありました。

アドバイス

- 副業で「誰でも簡単に稼げる」と勧められ、情報商材（副業や投資等で高収入を得るためのノウハウと称して販売される情報）の購入やサポート料の高額な契約をしたが、実際の契約内容がまったく違ったという理由で解約を希望しても受け付けされないケースが多くあります。
- コロナ禍の影響もあり副業に関する相談が増加し、特に「誰でも簡単にもうかる」方法と称して販売される情報商材に関する相談が多く寄せられています。
- 「簡単にもうかる」うまい話はありません。また情報商材は事前に内容の確認ができません。一度契約すると簡単に解約ができません。安易に契約しないようにしましょう。

(※) 未成年者取消権・・・未成年者が法定代理人（親権者など）の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができる権利

令和4年4月から成年年齢が18歳になりました。

成年になると親の同意なしで契約が結べますが、未成年者取消権は行使できません。

本当に必要かよく考えてから契約するようにしましょう。



ABC 消費者情報ネットがごしまに登録しませんか？

- 『A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットがごしま』とは悪質商法の被害情報、契約等のトラブル情報、消費生活に関する身近な情報や最新のお知らせなどをメールで配信します。(登録・情報料無料)

○配信の申し込み

abcnet@mail.city.kagoshima.lg.jp に空メールを送信するか、右の二次元バーコードを読み取って登録手続きを行ってください。

